



参加者アンケートでお寄せいただいた主なご意見を掲載します。

●議員定数が20名という少数精鋭の効果はこれからです。具体的な政策提言を行うべき。
●会場ごとに議員全員が出席する報告会は続けてほしい。
●幕別町の将来像、公平性、財政状況等を考慮し、十分な議論を行ったうえで町政を進めてほしい。また、町民の代表という立場から常に課題や問題を吸収する姿勢を持つてほしい。町民に夢を持たせる町行政を推進してほしい。

幕別町議会基本条例（素案）意見募集の結果公表

幕別町議会基本条例（素案）に対して、パブリックコメント（意見募集期間11月1日から12月2日）並びに議会報告会（11月18日から22日までの4会場で開催）を通じて町民の皆様から貴重なご意見をいただきました。ご意見の主なものについて掲載します。（条例素案の全文については議会だより173号に掲載）

◆前文

問 基本条例に議員としての姿勢がうたわれていないのではないか。
答 議員の姿勢は、前文にうたっています。

◆第2条（基本理念）

問 条文に「実現」とあるが、実現は町村が合併して新しいまちのときに使うことば、別に考えてはどうか。
答 ご意見を踏まえ、文言の整理をします。

◆第3条（議会の活動原則）

問 主権者は町民。町民の意見を聞く点に欠けている。
答 議員は町民の多様な意見を的確に把握することを規定しています。

◆第7条（議会広報広聴の充実）

問 3カ月に1回ぐらい報告会をすべきである。

答 議会報告会は年1回開催することとしています。ご意見につきましては、今後検討していきます。

◆第8条（町長等と議会及び議員との関係）

問 「緊張関係」は、法令用語に馴染まないのではないか。
答 ご意見を踏まえ、緊張関係を削り文言の整理をします。

◆第8条 第1号

問 第1号に「質疑応答」で、第2号に「質問及び質疑」となっているが同じ意味なのか。
答 同じ意味であることから「質問又は質疑」に文言の整理をします。

◆第8条 第2号

問 「委員」とは何を指すのか。
答 ご意見を踏まえ「委員会に属する委員」に修正します。

◆第9条 第3項（議決事件の拡大及び政策等の形成過程）

問 「計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）」になっているが、政策を先頭にもってきはどうか。
答 ご意見を踏まえ、「政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）」に修正します。

◆第20条（見直し手続）

問 見直し手続を5年に一回行うなど期間を明記しないのか。

答 ご意見を踏まえ、いつでも見直し手続ができるように「必要に応じてすみやかに」を追加します。

◆十勝管内市町村の議会基本条例の制定状況は

答 十勝管内では、1市8町村で議会基本条例を制定しています。幕別町は10番目です。

◆通年議会は議論にならなかったのか。

答 通年議会の議論はしたが、現状では必要ないとの結論に至っています。十勝管内では芽室町が実施しています。

◆全体意見

問 栗山町、大阪市等を参考にいいものを作ってほしい。
答 栗山町、福島町、帯広市などの十勝管内市町村、札幌市などの議会基本条例を参考にしています。

報告会へのご出席並びに貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。

